資料４

客引き行為等に該当する行為の考え方について

条例における定義

客引き行為等は，道路，公園その他の公共の場所において行われる次に掲げる行為をいう。

⑴　客引き行為（不特定の者の中から相手方を特定して，客となるように誘う行為をいう。以下同じ。）

⑵　客待ち行為（客引き行為をする目的で，相手方となるべき者を待つことをいう。）

⑶　勧誘行為（役務に従事するよう特定の者を勧誘することをいう。以下同じ。）

⑷　勧誘待ち行為（勧誘行為をする目的で，相手方となるべき者を待つことをいう。）

構成要件

⑴　共通事項

①　公共の場所において行われていること

（例）道路，不特定かつ多数の者の通行の用に供している私有地

②　相手方を特定して行われていること

（例）相手方を定めてメニューカードを広げる，話をする

⑵　個別事項

ア　客引き行為

③　客となるように誘うこと

料金を支払って物やサービスの提供を受けるといった経済的取引行為を行うための交渉又は経済的取引行為を行う場所への案内などの誘引行為

（例）飲食店の客となるよう誘う，美容室等の店舗へ連れていく

※　署名や募金といった社会的活動は，経済的取引行為ではないため，客となるように誘う行為には該当しない。

イ　客待ち行為

④　客引き行為をする目的で待つ行為であること

（例）通行人に対しメニュー等を示せる状態で，客引き行為の対象となる相手方を探し回る

ウ　勧誘行為

⑤　役務に従事するよう勧誘すること

業種を問わず，対価の発生する役務に従事するよう誘う行為

（例）芸能スカウト，ホステスへのスカウト

エ　勧誘待ち行為

⑥　勧誘行為をする目的で待つ行為であること

（例）勧誘行為の対象となる相手方を探し回る

資料４

具体事例

	該当する	該当しない
①公共の場所において行われている	○不特定かつ多数の者が通行する路地	○店舗敷地内の入口
②相手方を特定している	○通行人の中から，相手方を特定して接近し，購入を勧める。	○通行人に向かって，相手方を特定することなく，広く呼び掛ける。
③客となるように誘う	○通行人の中から，相手方を特定して接近し，「エステのモニターになりませんか。無料です。お店へ来てくだされば説明します。」と勧め，店に連れて来た相手方に対し，エステ自体は無料だが，提携会社の化粧品の使用や，オプションとして別のエステメニューをするように勧める。	○通行人の中から，相手方を特定して接近し，「貧困地域の子どもたちへの支援のための募金活動を行っています。募金をよろしくお願いします。」などと声を掛ける。
	○通行人の中から，相手方を特定して接近し，「美容に関する調査をしています。御協力ください。」と声を掛け，アンケートに記入してもらった後，「ところで，この近くでお店をしています。これからお時間があればいかがですか。」と誘う。	○通行人の中から，相手方を特定して接近し，「観光に関する意識調査をしています。御協力ください。」と声を掛け，アンケートに記入してもらった後，「ありがとうございました。」と言って終了する。
	○通行人に対し，次々と「どうぞ。」と言いながら割引チケットの付いたチラシを配布していたところ，お店に行くか迷っている様子の人がいたため，「お店まで御案内しますよ。ぜひ来てくださいよ。」と声を掛ける。	○通行人に対し，次々と「どうぞ。」「割引券です。」と言いながら，割引チケットの付いたチラシの配布のみを行う。
④客引き行為等をする目的で待つ	○上記③の行為を行うために，その相手方となる者を探す。	－
⑤役務に従事するよう勧誘する	○通行人の中から，相手方を特定し，「お仕事を探していませんか。高収入ですよ。」「１８歳以上ですか。いいお仕事がありますよ。」「芸能人になりませんか。」などと声を掛ける。	○ファッション雑誌の関係者が，通行人の中から相手方を特定し，「雑誌のファッションスナップをしています。素敵な着こなしなので写真を撮らせてもらっていいですか。」などと声を掛ける（対価は発生しない。）。
⑥勧誘行為をする目的で待つ	○上記⑤の行為を行うために，その相手方となる者を探す。	－